

平成 27 年 5 月 12 日

印画紙の輸入に際してのお願い

経済産業省が平成 25 年度及び 26 年度に実施した製品の試買調査の結果、一部の輸入された印画紙から「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）」の第一種特定化学物質である「ペルフルオロ（オクタノー 1－スルホン酸）又はその塩（以下「PFOS 又はその塩」という。）」が微量（49-99ppm）検出されました。

PFOS 又はその塩が使用されている印画紙の輸入は、化審法第 24 条及び化審法施行令第 7 条の規定により平成 22 年 5 月 1 日から禁止されています。この規定は、PFOS 又はその塩を含む第一種特定化学物質が使用されている製品を輸入しようとする者を幅広く対象とする規定であり、輸入事業を営む者のみを対象とする規定ではありません。この規定に違反した場合には、化審法に基づく罰則の対象となります。

印画紙を輸入しようとする際には、以下の製品を含め、印画紙に PFOS 又はその塩が使用されていないことを確認するようにお願いします。

なお、当該製品への PFOS 又はその塩の含有量は極微量であり、既に輸入された製品の使用による環境汚染の懸念があるとはいえないと考えています。

また、PFOS 又はその塩を一部の用途に限定して使用を認めている国もあり、PFOS 又はその塩を印画紙に使用することは、当該製品の製造国では認められていますが、日本では認められておりません。

製品名	製造社名	製造国	検出数 /サンプル数
フォーマトーン MG332	フォマ	チェコ共和国	2/2
フォーマトーン MG333	フォマ	チェコ共和国	1/1
フォマスピードバリエント 311	フォマ	チェコ共和国	1/1
フォマスピードバリエント 312	フォマ	チェコ共和国	1/1
フォマブロムバリエント 112	フォマ	チェコ共和国	1/1
フォーマトーン MG クラシック 132	フォマ	チェコ共和国	1/1
アルゲントーン ポリブロム FB	ヤックスアンド サンズ	ハンガリー王国	2/2
アルゲントーン ポリウオーム FB	ヤックスアンド サンズ	ハンガリー王国	1/1

<参考1>化審法 第24条、第57条

第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質使用製品」という。)を輸入してはならない。

2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

三～五 (略)

<参考2>化審法施行令 第7条

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一～十	(略)
十一 <u>PFOS 又はその塩</u>	一～九 (略) 十 <u>印画紙</u>
十二～十四	(略)

<問い合わせ先>

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当:平山、神取

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 :03-3501-1511 内線3701

E-mail: gqhbfa@meti.go.jp

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

担当:高橋、彦坂

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 :03-3581-3351 内線6328

E-mail: chem@env.go.jp